

3-1 制電（カーテン及び布製ブラインド）



1 表示基準

帯電性試験方法 (JIS L 1094 織物及び編物の帯電性試験方法) 5.2 摩擦帯電圧測定法 (織物) による試験値が 3,000V 以下もしくは、5.3 摩擦帯電電荷量測定法 (編物) による試験値が $7\mu\text{C}$ (マイクロクーロン) / m^2 以下のカーテン及び布製ブラインドに「制電」マークを表示する事ができる。

2 試験方法

下記、試験方法のどちらかに基づき試験を行う。

試験方法	試験条件
JIS L 1094 5.2 摩擦帯電圧測定 (織物)	温度 20 \pm 2 $^{\circ}\text{C}$ 相対湿度 40 \pm 2% 摩擦布 毛及び綿
JIS L 1094 5.3 摩擦帯電電荷量測定法 (編物)	温度 20 \pm 2 $^{\circ}\text{C}$ 相対湿度 40 \pm 2% 摩擦布 ナイロン及びアクリルの編地

3 判定基準

下記、判定基準に合格するものを適合品とする。

試験方法	試験条件
JIS L 1094 5.2 摩擦帯電圧測定 (織物)	毛、綿摩擦布のたて糸方向及びよこ糸方向、又はウェール方向及びコース方向のそれぞれの摩擦帯電圧数値 (平均値) が 3,000V 以下の場合
JIS L 1094 5.3 摩擦帯電電荷量測定法 (編物)	ナイロン、アクリル摩擦布のたて糸方向及びよこ糸方向、又はウェール方向及びコース方向のそれぞれの摩擦帯電電荷量 (平均値) が $7\mu\text{C}/\text{m}^2$ 以下の場合

4 その他

制電マークを表示する時は、試験方法及び判定基準を明記すること。

例: JIS L 1094 5.2 摩擦帯電圧測定法 20 $^{\circ}\text{C}$ 40%RH により 3,000V 以下
又は、JIS L 1094 5.3 摩擦帯電電荷量測定法 20 $^{\circ}\text{C}$ 40%RH により $7\mu\text{C}/\text{m}^2$

3-2 制電（じゅうたん等）



1 表示基準

繊維製床敷物試験方法 (JIS L 1021-16) の帯電性における試験値が3,000V以下のじゅうたん等※2(タイルカーペットを含む)に「制電」マークを表示する事ができる。

※2)じゅうたん、毛せん、タフテッドカーペット等

2 試験方法

下記、試験方法に基づき試験を行う。

試験方法	試験条件
JIS L 1021-16 帯電性 6.(ストロール法-B法)	温度 23±1℃ 相対湿度 25±3% 履物 底が合成ゴムの物

3 判定基準

下記、判定基準に合格するものを適合品とする。

試験方法	判定基準
JIS L 1021-16 帯電性 6.(ストロール法-B法)	人体帯電圧数値が3,000V以下

4 その他

制電マークを表示する時は、試験方法と人体帯電圧数値を明記すること。

なお、タイルカーペットは品質規格「JIS L 4406」においても表記されている。

例: JIS L 1021-16 23℃ 25%RH により 3,000V以下

又は

JIS L 4406 23℃ 25%RH により 3,000V以下